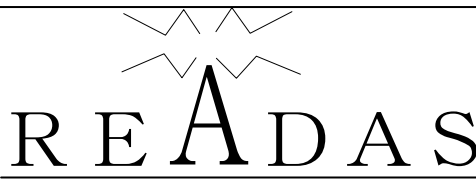


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5409 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月17日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 従業員に対する報奨金

Q：当社では、会社の営業成績向上策として報奨金制度を設けようと思っています。この報奨金に対する税務の取扱いはどうなりますか？

A：原則として、給与となります。

【解説】

従業員に対する報奨金は次のようになっています。

① 金品による報奨金

会社が、販売成績を伸ばすため、従業員各人に販売目標を設定させ、これを達成した従業員について報奨金を出すといったことはよく行われていますが、こうした報奨金は、雇用契約に基づく労務の対価として成績優秀者に支給されるものですから、給与として取り扱われることとなっています。

② 旅行に招待する場合の取扱い

また、報奨金の代わりに旅行に招待するという場合には、会社はその取引先等を旅行に招待した場合、それが売上げ割戻しと同様の基準で行われるものであっても交際費等（交際費等の支出の相手方には会社の従業員も含まれます。）に該当することから、成績優秀な特定の従業員を旅行に招待する場合の費用は、雇用関係に基づく労務の対価として旅行に招待するわけですから、交際費等にはならず、給与として取り扱われます。

